

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六号）（抄）・・・・・・・・・・1
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十九号）（抄）・・・・・・・・・・6

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等（第三条・第二十五条）
 - 第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第二十六条・第三十六条）
 - 第四章 費用（第三十七条・第三十八条）
 - 第五章 雑則（第三十九条・第四十一条）
 - 第六章 罰則（第四十二条・第四十五条）
- 附則

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「持続感染の状態」という。）になつたもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染者に類する者」という。）であつて持続感染の状態になつたものをいう。

3 この法律において「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になつたこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になつたことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

4（略）

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

第三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者が

この法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人) に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受ける者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

3 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続)

第四条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、当該請求をする者又はその被相続人が特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書の正本又は謄本を提出しなければならない。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限)

第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。

- 一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日(次号において「経過日」という。)
- 二 訴えの提起等を経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日(以下「判決確定日等」という。)から起算して一月を経過する日

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額)

第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)(若しくは肝がん)に患し、又は死亡した者(当該肝硬変(当該肝がん)に患した者にあつては、当該肝がん)を発症した時(当該死亡した者にあつては、当該死亡した時)から二十一年を経過した

後にされた訴えの提起等に係る者を除く。) 三千六百万円

二 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものを除く。)に罹患した者(当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)若しくは肝がんを患し、又は死亡した者を除く。) 二千五百万円

三 慢性B型肝炎に罹患した者(当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんを患し、又は死亡した者を除く。) 千二百五十万円

四 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該慢性B型肝炎に罹患しているもの又は現に当該慢性B型肝炎に罹患していないが、当該慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの(これらの者のうち、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんを患し、又は死亡した者を除く。) 三百万円

五 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、前号に掲げる者以外のもの(B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんを患し、又は死亡した者を除く。) 百五十万円

六 前各号に掲げる者以外の者(集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時(母子感染者にあつては出生の時、母子感染者に類する者にあつては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時)から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんを患し、又は死亡した者を除く。) 六百万円

七 前各号に掲げる者以外の者(B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんを患し、又は死亡した者を除く。) 五十万円

2 前項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者の病態その他の同項各号のいずれかに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、厚生労働省令で定める。

(追加給付金の支給)

第八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、追加給付金の支給について準用する。

(追加給付金の支給手続)

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

(追加給付金の請求期限)

第十条 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったことを知った日から起算して三年以内に行わなければならない。

(追加給付金の額)

第十一条 追加給付金の額は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、同項第一号から第三号までに定める額から、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金(第六条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる者に対して支給されたものを除く。次号において同じ。)の額

二 既に追加給付金の支給を受けたことがある場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額及び第八条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額

(定期検査費の支給)

第十二条 支払基金は、確定判決等において第六条第一項第七号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者(追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染者」という。)が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「定期検査」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費を支給する。

(損害賠償との調整)

第十八条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当(以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合(この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。)においては、支払基金は、その価額の限度において特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する義務を免れる。

2 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、支払基金がこの法律による特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

(非課税)

第二十条 租税その他の公課は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

附則 (抄)

(長期借入金等)

第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金は、平成二十八年度までの間に償還するものとする。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十九号）（抄）

附則（抄）

（経過措置）

第二条 法の施行前に、法第二条第三項に規定する確定判決等（以下この条において「確定判決等」という。）において、法第二条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者（以下この条において「特定B型肝炎ウイルス感染者」という。）に相当する者であることを証された者について、当該者又はその相続人に対して、国による損害の填補として、法第六条第一項各号のいずれかの号に定める額に相当する額の金銭の支払があつたときは、当該者を確定判決等において当該号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者とみなし、かつ、当該者又はその相続人は、法第三条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けたものとみなして、法（第三条から第七条までを除く。）の規定を適用する。